

議 第 2 号

電源立地地域対策交付金の交付期間延長
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（以下「水力交付金」という。）は、水力発電施設等の周辺地域における住民の福祉向上を図るとともに、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に昭和56年に創設され、周辺地域の活性化や電力の安定供給に寄与している。

本県においても、水力交付金は、道路等の公共用施設の整備、保育所の運営費への充当等、住民の福祉向上に資する事業に活用されており、過疎化・少子高齢化が進行し、財政基盤の脆弱な中山間地域においては、市町村の安定的な財政運営に欠くことのできない財源となっている。

しかしながら、現行制度では最長交付期間が40年間とされており、当初から交付対象となっている発電施設分は令和2年度末に交付期間が終了することから、交付が継続されなくなると、関係市町村の財政に多大な影響を及ぼし、今後の地域の活性化に向けた取組に支障が生じることが懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、電力の安定供給の基盤となる発電施設周辺地域の活性化に水力交付金が果たす役割の重要性に鑑み、電源立地地域対策交付金の交付期間を延長するよう強く要請する。